

留寿都村低所得世帯支援給付金のご案内

電力・ガス・食料品等の物価高騰による負担感が大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、令和5年度住民税非課税世帯を対象に、1世帯あたり3万円の給付を行います。

給付金の対象となる世帯（以下の全てに該当している世帯が対象）

- ・令和5年6月1日（基準日）において留寿都村に住民登録されている
- ・世帯の全ての方が、令和5年度市町村民税均等割が課されていない

給付金の支給金額

1世帯あたり3万円



給付手続について（裏面に続きます）

世帯の全ての方が、令和5年度住民税非課税である

世帯の中に
所得が未申告の方がいる

支給対象者（世帯主）がマイナンバーカードに公金受取口座を登録済みである

支給対象者（世帯主）がマイナンバーカードに公金受取口座を登録していない

手続きは不要です。

支給内容通知書を同封していますので、振込日及び振込口座等をご確認ください。

※ただし、公金受取口座以外の口座に振込みを希望する場合や、給付金を辞退する場合は手続きが必要です。

手続きが必要です。

必要書類及び返信用封筒を同封していますので、
必要事項を記入の上、返送してください。

「公金受取口座の登録がない方」に同封している書類
⇒ 低所得世帯支援給付金支給口座申出書

「世帯の中に未申告者がいる方」に同封している書類
⇒ 無収入であることの申出書兼誓約書

● 本給付金の対象と思われる方へ

住民税情報等を確認した結果、本給付金の対象と思われる方につきましては、令和5年7月14日付けで本給付金の案内及び以下に記載する書類を送付しております。

万が一、「対象要件を満たしているにもかかわらず書類が届いていない」という方につきましては、役場住民福祉課までお問い合わせください。

● 支給内容通知書が同封されている方

マイナンバー情報を利用し、公金受取口座への振込みを行いますので、手続きは不要です。支給内容通知書に記載している振込日及び振込先口座等をご確認ください。

● 「低所得世帯支援給付金支給口座申出書」及び「無収入であることの申出書兼誓約書」が同封されている方

支給対象者（世帯主）の公金受取口座が未登録の方については、給付金支給口座の情報を把握するため、「低所得世帯支援給付金支給口座申出書」の提出が必要です。

また、世帯の中に未申告者がいる世帯については、世帯全員が住民税課税となる所得がないことの申出及び誓約を行っていただくため、「無収入であることの申出書兼誓約書」の提出が必要です。同封されている必要書類を記入の上、返信用封筒に入れて郵便ポストに投函してください。

※ 提出期限は令和5年8月31日（木）です。

期限までに必要書類の提出がなかった場合、給付金の支給を受けることを辞退したものとさせていただきます。

※ 郵送のほか、役場住民福祉課窓口にて手続きいただくことも可能です。

窓口にお越しの際は、本人確認書類（免許証・マイナンバーカード等）及び振込みを希望する口座の通帳等をお持ちください。

支給日について

手続きが不要な方

令和5年7月31日（月）

手続きが必要な方

必要書類の提出後、支給まで概ね2～3週間ほどかかります。

提出書類の審査が完了したら、「支給決定通知書」により支給日をお知らせいたします。

お問い合わせ

留寿都村役場住民福祉課住民福祉係 0136-46-3131



給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、役場または最寄りの警察署、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。